

仕様書（単価契約）

1 業務名

行旅死亡人葬祭業務委託

2 業務の目的

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号。）及び千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和62年7月1日規則第49号。）の定めにより、行旅死亡人の火葬を執り行い、遺骨を本市に引き渡すことを目的とする。

3 業務の内容

受注者は、本市各保健福祉センターの社会援護課職員（以下「本市職員」という。）から行旅死亡人の引き取り依頼があったときは、本市職員の指示に従い、速やかに警察及び医療機関等の現場におもむき、以下の業務を行うものとする。なお、社会援護課職員とは中央保健福祉センター社会援護第一課、第二課及び若葉保健福祉センター社会援護第一課、第二課職員を含めるものとする。

（1）遺体の収容等

あらかじめ遺体の体格に応じた棺を用意し、棺に遺体を収容した上で、受注者の所管する安置所に移送する。

（2）葬儀の仕様

葬儀に必要な棺及び骨壺等の付属品一式を用意し、納棺処置、清浄・防腐処置を行い、死者への礼を失しないよう葬儀を執り行うとともに、遺体を火葬場まで移送する。

（3）遺体の火葬

受注者は、本市職員から埋火葬許可証を受領し、収容した遺体を速やかに霊柩車により千葉県斎場（千葉県緑区平山町1762-2）へ搬送し、火葬に付すものとする。

斎場の都合により速やかに火葬ができない場合又は本市職員から一時的に火葬を行わないよう求めがある場合等は、受注者の所管する安置所で遺体を一時的に保管する。一時保管する際は、死者の尊厳を傷つけないよう十分に配慮のうえ行うこと。

（4）遺骨の納骨

火葬した後の遺骨は、受注者があらかじめ用意する骨壺（縦21cm×横21cm×高さ24cm程度のもの）に収め、本市職員に引き渡すものとする。

（5）業務報告書の作成

受注者は、発注者に対して、上記（1）～（4）までの業務が完了した旨を様式1「業務完了届」により通知する。

4 配置体制

受注者は、委託業務を実施するため、常に適正な人員を配置し、本市職員から連絡を受けた際は速やかに対応すること。

5 年齢等による取扱区分

行旅死亡人は、年齢（年齢不詳のときは死体見分調書等の推定年齢による）が12歳以上のものと12歳未満のものとの区分し、委託費用を支払うものとする（12歳未満の取扱は12歳以上の委託費用の8割）。また、遺体の一部（概ね50%未満）のみを火葬する場合には、12歳未満のものとして区分する。

6 業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

7 予定数量

97件

8 委託費用

（1）単価契約

単価契約の対象は、遺体の保管、運搬、葬祭に付随するすべての費用とする。

（2）実費精算

千葉県斎場火葬施設使用料及び死体検案料については、以下のとおり実費精算とする。

千葉県斎場火葬施設使用料		死体検案料
12歳以上	110,000円 [※] から 600円を除いた額	実費から 5,350円を除いた額
12歳未満	55,000円 [※] から 500円を除いた額	

※ 千葉県斎場設置管理条例別表「1 火葬施設使用料」における「市外居住者」参照

9 支払方法等

- （1）毎回の葬祭業務終了後に委託業務実施報告書を発注者に提出すること。
- （2）毎回の葬祭業務完了を検査後、請求書に基づき支払う。

10 その他

- （1）受注者は、受託した業務の全部又は一部の処理を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （2）業務の遂行にあたっては、発注者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じ

た場合は、発注者、受注者双方が協議をして、これを処理すること。また、適正な業務の遂行を図るため、必要に応じて発注者が実地にて監督を行う場合がある。

- (3) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、発注者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議の上決定する。